

請願・陳情参考資料

令和2年9月14日

令和新时代創造本部

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-27号 (2.9.4)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について 選択議定書の批准を求める会とっとり	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約は、1979年12月に第34回国連総会において採択され、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。 女子差別撤廃条約選択議定書は、1999年10月に第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効したが、我が国は批准していない。 女子差別撤廃条約 締約国189か国 うち同条約選択議定書 締約国113か国 [2020年2月現在] <p><国における検討状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」とされており、令和2年度中に策定予定の第5次男女共同参画基本計画の素案にも同様に記載されている。 選択議定書に規定される個人通報制度については、「国内の確定判決と異なる内容の見解が出された場合」、「通報者に対する損害賠償や補償の要請を求められた場合」、「法改正を求める見解が出された場合」等について、我が国の司法制度や立法制度との関係との関連でどう対応するかという論点があるとされている（令和2年3月26日参議院外交防衛委員会における茂木外務大臣答弁）。こうしたことから、我が国は、女子差別撤廃条約のほか、同様に個人通報制度を規定している自由権規約、児童の権利条約、障害者権利条約、社会権規約の選択議定書を批准していない。 政府においては、人権に関する様々な条約に基づき設置された委員会等に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会等の対応等について研究するため、「個人通報制度関係省庁研究会」を開催している（直近では、本年8月27日に、省庁関係者及び国連の委員会の委員を務める外部講師が参加して開催されている）。 <p>※女子差別撤廃条約選択議定書とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性強化のため、個人通報制度、調査制度などについて規定している。 個人通報制度は、条約に定める権利を侵害された個人または集団が女子差別撤廃委員会（以下、委員会）に対して権利の侵害を通報し、委員会が通報内容を検討の上、見解又は勧告を当該締約国に通知する制度。なお、通報内容について国

			<p>内の救済措置が尽くされていることが通報の前提条件となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 調査制度は、委員会が条約に定める権利の重大または組織的な侵害を示唆する信頼できる情報がある場合に、その侵害の有無について調査し、調査結果を当該締結国に送付する制度。
--	--	--	--